

文化生活・教育常任委員会 議事次第

令和7年2月5日(水)
午後1時30分～
於：第4委員会室

1 開 会

2 確認事項

3 所管事項の調査

「犯罪被害者支援について」

参考人：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

専務理事兼事務局長 中道 教顕 氏

同センター 支援局長 富名腰 由美子 氏

4 その他

5 閉 会

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿
(2月5日)

【文化生活部】	
文化生活部副部長 (府民生活・男女共同参画担当)	西 村 美 紀
安心・安全まちづくり推進課長	米 山 記 央

(計 2 名)

令和6年度委員会運営に関する申合せ（案）

（令和6年6月6日）
改正 令和6年12月19日

1 委員会の活動について

(1) 定例会中の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項（○○○○部） 6 閉会
3日目	1 開会 2 所管事項（△△△△部） 3 閉会中の継続審査及び調査 4 今後の委員会運営 5 その他 6 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会（標準的な運営）

1日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
----	---

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。
ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。
また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

(2) 5月臨時会中（令和7年5月臨時会）の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

1日	1 開会 2 報告事項 *報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会	* 該当委員会のみ
----	---	-----------

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会 1日間

1	日	1	開会
		2	中間報告（政策提案・提言及び中間報告）
		3	委員会活動のまとめ（委員会活動の所感） ・委員の意見開陳
		4	その他 ・委員長及び理事者あいさつ
		5	閉会

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

(3) 閉会中の活動

ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

イ 常任委員会（毎月常任）

定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。

また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができるものとする。

エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができるものとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により実施するものとする。

(4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

(5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

(6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総合的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

(7) 委員会の年間運営 別紙1-1

※特別委員会の年間運営 別紙1-2

2 議案の審査について

(1) 議案の付託区分 別紙2

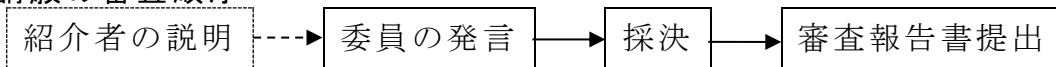
(2) 議案審査の流れ 別紙3

(3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

3 請願の審査について

(1) 請願の審査順序



注) 委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

(2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

(3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

4 委員会の公開等について

(1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

(2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

(3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

5 意見書・決議について

(1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

(2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

6 その他

(1) 会議時間

ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後1時30分を基本とするものとする。

イ 委員会を午後5時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

(2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン形式により委員会を運営する。別紙4

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 凶表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

(4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

なお、所管事項に係る質問については2日間に分けて行い、会派持ち時間を2日間で割り振ることとし、その配分については各会派の裁量とする。

(5) **副知事の委員会への出席**

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) **ペーパーレスによる委員会運営**

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。**別紙5**
なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) **情報端末機器の使用**

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。

別紙6

(8) **欠席の届出**

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に出席できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。**別紙7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

(1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第12条の2第1項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

(2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の2日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

(3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

(4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

(1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、委員会の開催中、その審議に専念するものとする。

イ オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

ウ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境についてはオンライン参加委員が整えることとする。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③-1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③-2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

(1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。

(2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。

(3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。

(4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

(1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。

(2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合に関する確認事項

- 1 委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であること及びオンライン委員会に関する申合せの3の(1)に規定するオンライン参加委員の責務に十分に留意してオンライン参加を申し出るものとする。
- 2 委員長は、前項の留意事項を踏まえ、やむを得ない理由があると認めた場合には、オンライン参加を許可するものとする。

令和7年2月5日

犯罪被害者支援について



©京都府 まゆまる

京都府文化生活部
安心・安全まちづくり推進課

犯罪被害者支援施策に取り組む法的根拠

国

犯罪被害者等基本法（H16.12制定）

- ・ 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
- ・ 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定

第4次犯罪被害者等基本計画

- ・ R3年度～R7年度まで、5年計画で第1次はH17.12策定

犯罪被害者等施策推進会議閣議決定（トップ：内閣総理大臣）

- ・ 給付制度強化、支援弁護士制度創設、国の司令塔機能強化、地方における支援提供体制強化、制度拡充等

地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会

- ・ 上記閣議決定を受けて設置され、R6.4に取りまとめが公表
- ・ 国、都道府県、都道府県警察、市町村、早期支援団体等それぞれに期待される役割が具体化

京都府

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（H16.12制定）

- ・ 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進及び犯罪被害者に対する支援や推進体制の整備、広報啓発を規定

京都府犯罪被害者等支援条例

- ・ 社会の変化に対応するため、より具体的内容を盛り込んだ特化条例としてR5.4に施行
- ・ 大きな項目として支援調整会議を設置し、犯罪被害者等補助金を新設

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画

- ・ 犯罪被害者支援の内容を拡充し、京都府犯罪被害者等支援条例第9条に基づく犯罪被害者等支援推進計画に位置づけ
- ・ 5年計画でR6.3に改定（H17.12に策定し、これまでに4回改定）し、犯罪被害者支援の内容を拡充

京都府犯罪被害者等支援条例の概要

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営む助けとなるよう、社会全体で犯罪被害者等を支え、ともに寄り添うきめ細やかな支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定する。

主な内容

<p>第1章 総 則 基本理念等 府民等の責務</p>	<p>犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、途切れることのない支援を推進する。 市町村、府民、事業者、学校等、民間支援団体等と連携協働して、社会全体で犯罪被害者等支援を推進する。 府民等は、犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせないよう十分に配慮する。 事業者は、犯罪被害を受けたと思われる従業員の就業に関して必要な配慮を行う。 学校等は、犯罪被害を受けたと思われる児童生徒等の学校生活等に関して必要な配慮を行う。</p>
<p>第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策</p>	<p>相談及び情報の提供 日常生活の支援 心身に受けた影響からの回復 安全の確保、居住・雇用の安定 経済的負担の軽減 損害賠償請求に関する情報の提供 多数の人の生命・身体に甚大な被害を及ぼすような大規模な事案における支援 府内に住所を有しない者等への支援 インターネットを通じて二次被害を受けた者への支援 民間支援団体に対する支援 等</p>
<p>第3章 犯罪被害者等支援に関する推進体制</p>	<p>犯罪被害者等支援に対する府民等の理解の増進 関係機関が一体となった犯罪被害者等支援を推進するための体制(支援調整会議)の構築 犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び確保</p>

～第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実～

施策の目標

- ・犯罪被害者等への経済的支援の充実
- ・精神的被害の回復への取組強化
- ・犯罪被害等への配慮及び情報提供への取組
- ・支援調整会議を核としたワンストップ支援体制の充実
- ・犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び確保
- ・府民理解の増進
- ・学校等における教育の充実

具体的施策

(1) 生活再建のための経済的支援等への取組	・日常生活支援 ・転居費用などの経済的負担の軽減
(2) 精神的・身体的被害の回復・被害防止への取組	・刑事手続参加に係る弁護士費用などの補助
(3) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談・支援体制の強化	・児童虐待、DV、性暴力被害者への支援充実 ・インターネットを通じた二次被害対策
(4) 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組	・支援調整会議・コーディネーター（社会福祉士等）によるワンストップ支援体制の充実 ・市町村におけるワンストップ窓口等の充実 ・人材の確保・育成
(5) 犯罪被害者等を社会全体で支える気運醸成への取組	・トラウマインフォームドケア教育の推進 ・「いのちを考える教室」「生命のメッセージ展」「ホンデリング」 ・情報アクセシビリティの向上

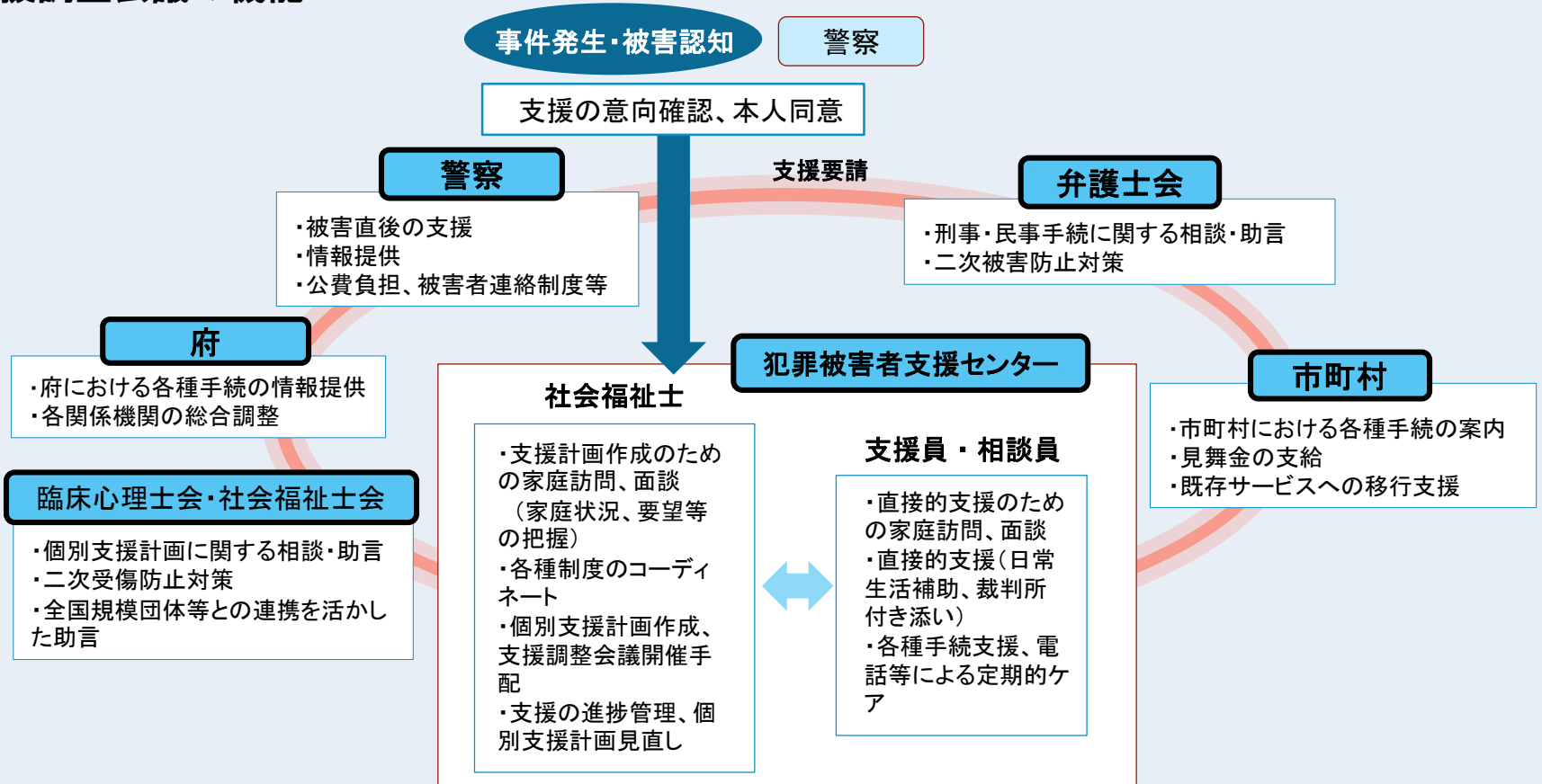


京都府犯罪被害者等支援条例制定以後の 新たな取組

京都府犯罪被害者等支援調整会議

犯罪被害者等が直面している各般の問題に関し、府、市町村、警察、民間支援団体等が一体となって必要な支援を行うため、関係機関による支援調整会議の設置及び被害者の状況に応じた計画策定を担う社会福祉士の配置により中長期的な支援を実施する。

支援調整会議の機能





コーディネーター
(支援計画作成責任者)
社会福祉士など



京 都 府
支 援 補 助 金
府 営 住 宅 優 先 入 居 制 度
など



早 期 援 助 団 体
京 都 犯 罪 被 害 者
支 援 セ ン タ ー
相 談 や 付 添 い
な ど の 支 援



職 能 団 体
京 都 弁 護 士 会
京 都 府 臨 床 心 理 士 会
京 都 社 会 福 祉 士 会
など



市 町 村
福 祉 サ ー ビ ス
見 舞 金 の 支 給
など



京 都 府 警 察
犯 罪 被 害 者 給 付 制 度
公 費 負 担 制 度
など



京都府犯罪被害者等支援事業補助金を開始(令和5年度から)

1 犯罪被害者等生活再建支援事業

- ・転居費用の補助

2 犯罪被害者等法的援助助成事業

- ・弁護士費用の補助
- ・刑事裁判に要する旅費の補助

1 犯罪被害者等生活再建支援事業

殺人や傷害、性犯罪やストーカー行為等の被害により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の転居費用を補助します。

(1) 内容及び補助額

転居に係る費用の一部補助 **上限 20 万円**

※ 賃貸契約に要する費用（家賃、敷金・礼金、仲介手数料等）は除きます。

(2) 補助対象者

- 犯罪被害者（犯罪等により被害を受けた者）
- 遺族等（被害者と同居していた配偶者や二親等以内の親族）

(3) 補助支給の対象犯罪

※ 令和 5 年 4 月 1 日以降に発生した犯罪被害が対象

次に掲げる罪にあたる行為（未遂含む）

- ❑ 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪（人を負傷させた罪にあつては、傷病の程度が1カ月以上のものと認められる場合のものに限る。）
- ❑ 不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、逮捕及び監禁、未成年者略取及び誘拐等
- ❑ ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条に規定する行為
- ❑ その他転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認める犯罪

支給実績：令和5年度 5件 令和6年度 2件（12月末現在）

2 犯罪被害者等法的援助助成事業

刑事裁判において、被害者参加制度を利用する場合の弁護士費用の一部補助及び傍聴等に要する旅費（交通費、宿泊費等）を補助します。

(1) 内容及び補助額

- ① 弁護士費用（着手費用）の一部補助
- | | |
|----------|----------|
| （非裁判員裁判） | 最大10万3千円 |
| （裁判員裁判） | 最大23万円 |
- ② 刑事裁判に要する旅費（交通費、宿泊費）の一部補助
- | | |
|--|-------|
| | 最大5万円 |
|--|-------|

(2) 補助対象者

被害者参加制度の許可を得た当該被害者等又は当該被害者の法定代理人

(3) 補助支給の対象犯罪

※ 令和5年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象

刑事訴訟法第316条の33第1項に掲げる罪（過失によるものを除く。）

- 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- 不同意性交等や不同意わいせつ
- 逮捕・監禁 等

支給実績：令和5年度 0件 令和6年度 1件（12月末現在）



その他の取組等

犯罪被害者等支援の具体的な取組①②

① 被害者支援の総合調整窓口（京都府犯罪被害者サポートチーム）の設置（H20～）

- 府(安心・安全まちづくり推進課)に相談専用電話(075-414-5700)を設置
- 府に専門職(京都府犯罪被害者支援アドバイザー1名)を配置

犯罪被害者遺族・社会福祉士

<サポートチームの役割>

- ・講演活動等を通じた支援の重要性についての啓発活動
- ・相談内容に応じた面接や助言、支援機関等への橋渡し

【サポートチーム相談受理件数】

R5年度 14件 R6年度12月末 7件

② いのちを考える教室の実施

- 犯罪被害者等の講演を通して、被害者にも加害者にもならない規範意識を育む出前授業として、平成21年度から実施。
- 府警等との共催で、府内の中学・高校等において、中高生・教職員・保護者を対象。

【いのちを考える教室開催状況】

R5年度 5校 1,748人 R6年度12月末 3校 1,000人

<いのちを考える教室>



犯罪被害者等支援の具体的な取組③④

③ 市町村研修会の開催(H19～)

市町村及び各警察署の犯罪被害者等施策担当者向けの研修会を開催

※R5年度から被害者支援センターと共催

【開催状況】

R5年度 2回 R6年度 3回



④ 生命のメッセージ展in京都の開催(H23～)

犯罪や交通事故等によって理不尽に生命を奪われた犠牲者が主役のメッセージ展を開催。

「命の重さ、尊さ」を訴え、犯罪のない社会を目指して未来の命を守ることを目的。

※府、市、府警、被害者支援センター等との共催

【開催状況】

R5年度 イオンモールKYOTO 京都市勧業館みやこめっせ
来場者数 約500人

R6年度 京都テルサ、イオンモール京都桂川、サンサ右京、木津川市役所
来場者数 約1,900人



犯罪被害者等支援の具体的な取組⑤⑥

⑤ 犯罪被害者のためのノート「つむぎ」の作成配布（H29～）

府において、事情聴取や行政手続き等での被害者の負担軽減を図るため、被害者が事件記録や困りごとを書き込むノート「つむぎ」を作成配布



⑥ 犯罪被害者支援のためのeラーニングツールの製作（R3～）

府において、犯罪被害者遺族講演動画及び様々な支援内容を府ホームページに掲載

※犯罪被害者遺族講演動画は、YouTubeで限定公開



犯罪被害者等支援の具体的な取組⑦⑧⑨⑩

⑦ 被害者支援総合的対応窓口（市町村）の設置（H21～）

平成26年4月までに、府内すべての市町村において、犯罪被害者支援の総合的対応窓口を設置

⑧ 見舞金等支給制度の導入（H21～）

平成26年4月までに、府内のすべての市町村において、犯罪被害者への見舞金等支給制度を導入

- ・府内25市町村（京都市を除く。）～見舞金：遺族30万円、傷害10万円
- ・京都市～生活資金を給付（生活困窮に限る。）：遺族30万円、傷害30万円

⑨ 日常生活支援制度の導入（H21～）

- 京都市 ～被害者遺族・傷害被害者に対し、介護・家事・保育等のサービス利用費の一部を支給
- 久御山町～被害者に対し、介護・家事・保育等の支援ヘルパーを派遣（有料、生活困窮は無料）

⑩ 公営住居への優先入居制度の導入（H18～）

- 府において、年3回（2月、6月、10月）被害者優先入居を募集
- 6ヶ月以内の一時利用を常時募集

終

